平成２３年（フ）第１６３０２号
東京都大田区大森西５丁目１―24―106
破産者　五百川光夫
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３０６号
東京都目黒区目黒本町４丁目９―18―102
破産者　伊藤　　悠
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１７号
沖縄県うるま市石川東山２丁目８―７―315、開始決定時の住所千葉県松戸市小金原９丁目２―205
破産者　鈴木　　皆
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５４０号
千葉県船橋市中野木２丁目９―６―103
破産者　岡本　幸夫
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５９２号
東京都世田谷区桜上水３丁目14―17―201
破産者　菅井　勝夫
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６００号
東京都足立区弘道１丁目17―18―109
破産者　竹内いづみ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０２号
埼玉県草加市青柳８丁目16―16―301
破産者　清水　　豊
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１０号
東京都小金井市本町５丁目23―31―101
破産者　山本　　卓
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１１号
東京都小金井市本町５丁目23―31―101
破産者　山本　フミ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６２９号
東京都渋谷区代々木２丁目37―15―610
破産者　澄川　玲子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３７号
埼玉県草加市青柳５丁目39―２
破産者　中村　紀正
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６５０号
東京都清瀬市元町１丁目４―１―805
破産者　根木　　誠
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７０１号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西２丁目23―５メゾンＫⅣ106
破産者　高橋　勇人
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１９号
千葉県市川市北方３丁目19―13
破産者　三瓶　清治
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７３９号
東京都中野区大和町４丁目51―11―216
破産者　森井　惠子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８５８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目４―８―702
破産者　齊木　則子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８７４号
埼玉県入間市大字新光259―27
破産者　村井　忠重
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３７０号
札幌市東区北40条東８丁目１番23号
破産者　株式会社コーシン建設
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６４号
埼玉県戸田市美女木５丁目18番地の９
破産者　株式会社恵壽
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４３号
埼玉県上尾市大字中新井458番地７
破産者　有限会社弘翔コーポレーション
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２５号
さいたま市北区宮原町４丁目62番地１
破産者　ＪＦＰグローバル株式会社
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
千葉県柏市豊四季304番地３　サン・ウインド・イースト103号
破産者　大井　　浩
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４２号
千葉県我孫子市高野山263番地の18
破産者　清田　拓栄
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部